

特定非営利活動法人江東ねこの会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「特定非営利活動法人江東ねこの会」と称する。

(設立)

第2条 ボランティア団体「江東ねこの会」設立日を2016年6月5日とし、特定非営利活動法人江東ねこの会設立日を2025年3月14日とする。

(事務所)

第3条 本会の所在地は、江東区門前仲町2-4-9青木ビル3階とする。

第2章 目的及び活動

(目的)

第4条 本会は、会員相互の協力・協調のもとに、江東区の「飼い主のいない猫」の様々な問題に対して行政と連携・協力して取り組み、地域社会に貢献することを目的とする。

(活動内容)

第5条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 譲渡型保護猫サロン「もんにやか」の運営
2. 江東区保健所の「飼い主のいない猫の適性飼養普及員会議」に協力した飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の推進
3. 保護した猫の新しい飼い主募集の広報活動と資料作成
4. 江東区保健所の「飼い主のいない猫の適性飼養普及員会議」に協力したねこ関係イベントなどを通じての情報発信
5. 他の「飼い主のいない猫」ボランティア団体との交流・協
6. その他、本サークル目的を達成するために必要な活動

第3章 組織

(会員)

第6条 本会の目的に賛同する会員により構成する。

(役員の種類)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 2名

- (3) 理事 1名
- (4) 監事 1名

(選出の方法)

第8条 本会役員については、会員の互選により選出する。

(職務分掌)

第9条 本会役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 理事長 会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副理事長 理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 理事 会務を遂行する
- (4) 監事 会の会計監査を行う。

(総会)

第10条 総会は、会長が年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会務報告及び事業計画
- (2) 役員の選任又は解任
- (3) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。出席とは、本人出席、書面出席、委任出席とする。

(任期)

第11条 本会役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、当年12月末日に終わる。

(運営費)

第13条 本会の活動に要する諸経費は、会費・寄付金等によって賄われるものとする。

(監査と報告)

第14条 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、会員に報告する。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会が細則を定める。

(付則)

この規約は、特定非営利活動法人江東ねこの会の設立日である2025年3月14より施行する。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

住所

理事長